

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	事業再生に資する貸倒要件等の見直し		
税 目	所得税、法人税、消費税		
要 望 の 内 容	事業再生の円滑化に向けて、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	（ 百万円 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業再生について、所要の措置を行うことにより円滑な執行を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>早期に事業再生を行うために、実態にあった税制を整備する観点から所要の措置を行うものであり、事業再生の円滑な執行を図るうえで必要なもの。</p>		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進
		政策の達成目標	所要の措置を行うことによって、事業再生の円滑な執行を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>事業再生を円滑に行うため、平成 17 年に創設された企業再生税制における要件の拡充等の要望を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向けの要件 ・ D E S や信用保証協会等に関する要件 	